○財務省令第四十五号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十　略］ 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ム　略］ ウ　暗号資産交換業を行う者 ヰ　［略］ ［三十二～三十六　略］ （金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務） **第二百二十一条**　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ナ　略］ ラ　暗号資産交換業を行う者 ム　［略］ ［二・三　略］	（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十　同上］ 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～ム　同上］ ウ　仮想通貨交換業を行う者 ヰ　［同上］ ［三十二～三十六　同上］ （金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課の所掌事務） **第二百二十一条**　金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課、金融監督第四課、金融監督第五課、金融監督第六課、証券監督課、証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課は、財務大臣の承認を受けて財務局長又は福岡財務支局長が定めるところにより、次に掲げる事務（検査総括課、審査業務課、検査指導官、特別金融証券検査官、統括金融証券検査官及び金融調整官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ナ　同上］ ラ　仮想通貨交換業を行う者 ム　［同上］ ［二・三　同上］

（統括金融証券検査官の職務）

第二百二十七条　統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　略］

三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

［イ～ヌ　略］

ル　暗号資産交換業を行う者

［ヲ～ラ　略］

2　［略］

（財務事務所の所掌事務）

第二百五十三条　財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

［一～十五　略］

十六　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ヨ　略］

タ　暗号資産交換業を行う者

レ　［略］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）

第二百五十八条　理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ヨ　略］

タ　暗号資産交換業を行う者

レ　［略］

二　［略］

2　［略］

第二百六十一条　出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。

［2・3　略］

（統括金融証券検査官の職務）

第二百二十七条　統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　同上］

三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

［イ～ヌ　同上］

ル　仮想通貨交換業を行う者

［ヲ～ラ　同上］

2　［同上］

（財務事務所の所掌事務）

第二百五十三条　財務事務所は、財務局又は福岡財務支局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

［一～十五　同上］

十六　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ヨ　同上］

タ　仮想通貨交換業を行う者

レ　［同上］

（理財課、理財第一課、理財第二課、理財第三課、理財第四課、理財第五課、理財第六課、理財第七課及び理財第八課の所掌事務）

第二百五十八条　理財課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ヨ　同上］

タ　仮想通貨交換業を行う者

レ　［同上］

二　［同上］

2　［同上］

第二百六十一条　出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。

［2・3　同上］